

防災協定分野別一覧表

1. 自治体との包括的相互応援協定

【行政機関】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|----------------------------|--|---|
| 平成23年7月12日 | 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 | 石油基地自治体協議会に加盟する団体のうち5市1町 | (1)災害への対応に必要な物資の提供 (2)災害への対応に必要な人員の派遣 (3)負傷者等の医療機関への受入れ (4)被災者の一時的な受入れ (5)その他特に要請があった事項 |
| 平成23年9月1日 | 災害時相互応援協定 | 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 | 人的・物的応援 |
| 平成24年3月19日 | 災害時相互応援協定 | 四日市市 | (1)食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、感染症対策、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救済及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣 (5)避難者収容施設の提供及びあっせん |
| 平成24年10月1日 | 21大都市災害時相互応援に関する協定 | 政令指定都市、東京都 | 被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が、相互に協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する人的・物的応援 |
| 平成25年7月1日 | 災害時における避難者の受け入れにかかる確認書 | 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 | 平成23年9月1日付災害時相互応援協定に基づき、広域避難実施のための避難場所の提供及び運営など |
| 平成25年9月10日 | 泉州地域災害時相互応援協定 | 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町 | 人的・物的応援 |
| 令和2年3月13日 | 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定 | 貝塚市、岸和田市、高石市、忠岡町、岬町、山口市、下関市、広島市、尾道市、姫路市、海南市、松山市、高松市等、瀬戸内海沿岸63市町村 | (1)応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 (2)応急対策及び応急復旧に必要な職員等の派遣 (3)医療機関への被災傷者等の受入れ (4)被災者への臨時的な居住施設の提供 |
| 令和2年3月27日 | 災害救助法による救助の委任に関する協定 | 大阪府 | 大規模災害が発生し災害救助法を適用した場合の避難所や応急仮設住宅の供与などの救助事務について、大阪府と堺市の役割分担などを事前に定めるもの |

2. 応急復旧

【行政機関】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|---------------------------------|--|---|
| 平成25年3月22日 | 一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定 | 堺・泉州ブロック(堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合) | 協定団体における焼却施設、資源化施設、保管施設または破碎施設等の一般廃棄物(ごみ処理に限る)施設の事故及び地震、台風等の災害発生時において、支援を必要とする協定団体を相互支援するもの |
| 平成31年3月25日 | 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書 | 大阪府、八尾市、松原市 | し尿処理施設に支障が生じた場合に相互支援するもの |

【民間団体等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|-------------|--------------------------------|--------------------------------|---|
| 平成19年8月1日 | 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 | 協同組合大阪建設産業育成会 | (1)施設等の被害状況の報告 (2)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (3)その他応急対策業務 |
| 平成23年9月1日 | 災害時における相互協力に関する協定 | 西日本高速道路株式会社関西支社 | (1)情報等の相互協定 (2)調査及び復旧に対する技術的支援 (3)高速道路通行止め区間の車両の通行 (4)応急対策及び復旧業務の実施に必要なとなる敷地、施設及び資材の提供 (5)通行止め実施に伴う利用者への情報提供 (6)その他必要と認める措置 |
| 平成23年10月11日 | 災害時における協力に関する協定 | 独立行政法人都市再生機構西日本支社 | 1 機構職員等の派遣 (1)被災建物及び被災地の危険度の判定・表示等 (2)応急仮設住宅の設計、工事監理及び検査等 (3)応急仮設住宅等の入居関係事務等 2 同機構所有の応急仮設住宅建設用地及び機構賃貸住宅の提供 3 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画策定及び施行並びに市街地の復興に必要な住宅の供給等についての相互協力 |
| 平成24年9月1日 | 災害支援協定 | 堺一般廃棄物処理事業協同組合 | 地震、風水害等に伴って発生する一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)の収集運搬について支援協力要請をするもの |
| 平成27年2月1日 | 災害時における堺市管理橋梁の緊急災害応急対策業務に関する協定 | 一般社団法人 日本橋梁建設協会 | (1)災害時に堺市が調査した管理橋梁のうち、再調査を必要と認める管理橋梁の被害状況調査 (2)堺市への技術的助言 (3)被災橋梁の交通機能の回復に関する建設資機材等の調達及び応急対策 (4)その他応急対策 |
| 平成27年2月1日 | 災害時における堺市管理橋梁の緊急災害応急対策業務に関する協定 | 一般社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部 | (1)災害時に堺市が調査した管理橋梁のうち、再調査を必要と認める管理橋梁の被害状況調査 (2)堺市への技術的助言 (3)被災橋梁の交通機能の回復に関する建設資機材等の調達及び応急対策 (4)その他応急対策 |
| 平成27年2月27日 | 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 | 一般社団法人 堺都市緑化研究会 | (1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務 |

| | | | |
|-------------|----------------------------------|---|--|
| 平成28年12月22日 | 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 | 大阪府電気工事工業組合堺支部 | (1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務 |
| 平成29年2月20日 | 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定 | ・一般社団法人日本建設業連合会関西支部 ・国土交通省近畿地方整備局 ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社 | 全国規模な対応や高度な技術力が必要な土木施設の応急対策等（複数の府県に渡るような広域災害時は近畿地方整備局が要請を一元化） |
| 平成29年3月1日 | 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 | 株式会社ゼンリン | (1)災害発生時に即時に利用できる住宅地図の事前提供（貸与） (2)災害時及び訓練に利用できる広域図の提供（貸与） (3)住宅地図ネット配信サービス「ZNET TOWN」の提供（貸与） (4)災害時の住宅地図の複製利用許可 |
| 平成30年4月27日 | 災害廃棄物の処理等に関する協定書 | 公益社団法人大阪府産業資源循環協会 | 災害廃棄物の処理 |
| 平成30年8月31日 | 災害時におけるアスベストの調査に関する協定 | 堺市環境計量協議会 | 災害時におけるアスベストの調査の実施 |
| 令和元年7月1日 | 大規模災害における支援協力に関する協定 | 堺リサイクル事業協同組合 | 堺市災害対策本部が設置される災害発生時の、廃棄物リサイクル処理に関する協定 (1)発生廃棄物のリサイクル処理 (2)人員派遣・機材の貸し出し |
| 令和2年1月24日 | 災害時における被災建築物等のアスベスト調査に関する協定 | 一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会 | 大規模災害発生時、市からの要請に基づき被災建築物等のアスベスト含有建材の施工箇所及び露出状況等の調査等を実施する。 |
| 令和2年3月31日 | 災害支援協定(災害廃棄物の収集運搬) | 堺市委託環境事業協同組合 | 災害廃棄物の収集運搬に関する業務 |
| 令和2年3月31日 | 災害支援協定(災害し尿の収集運搬) | 堺市環境事業協同組合 | 災害時のし尿の収集運搬 |
| 令和2年6月26日 | 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書 | 大栄環境株式会社 | 災害発生時の廃棄物処理に関する協定 (1) 災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定及び策定支援 (2) 災害廃棄物等の撤去、積込、収集運搬に関すること (3) 災害廃棄物等の処分に関すること 等 |
| 令和2年11月18日 | 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 | 堺建業会 | (1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務 |
| 令和2年11月27日 | 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 | 堺建設業協会 | (1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務 |
| 令和7年3月11日 | 災害時における連携に関する協定 | 大阪ガスネットワーク株式会社 | (1)ガス供給及び地域の被害状況の情報共有に関する事。 (2)被災地域におけるガス供給の安全な復旧方法の情報共有に関する事。 (3)ガス供給復旧情報の市民への周知に関する事。 (4)ガス供給の復旧活動における市有地の使用に関する事。 (5)重要施設へのガス供給に関する事。 |
| 令和7年4月10日 | 災害時の復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定 | 一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会 | (1)損壊家屋等の解体・撤去処理事業等の支援に関する事 (2)災害廃棄物処理対策に関する平時の取組における協力に関する事 |

3. 医療

【行政機関】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|------------------------------------|--|--|
| 平成18年8月18日 | 健康危機発生時における近畿2府7県地方衛生研究所の協力に関する協定書 | 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、東大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、和歌山市 | 近畿2府7県において健康危機が発生し、当該自治体の地方衛生研究所のみでは対応が困難な場合近畿2府7県地方衛生研究所間での協力 |

【民間団体等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|-----------|---------------------|--------------|-------------------------|
| 平成14年4月1日 | 災害時救急医薬品等の供給に関する協定書 | 一般社団法人堺市薬剤師会 | 災害発生時に必要となる救急医薬品の備蓄及び提供 |

4. 物資供給

【民間団体等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|-------------|-------------------------|--|---|
| 平成18年12月26日 | 災害時における物資供給等の協力に関する協定 | コーナン商事株式会社 | (1)物資等(資機材、日用品及び食料品等)の在庫確保 (2)物資等の安定供給及び価格安定 (3)物資等に関する情報の収集・提供 |
| 平成20年9月19日 | 災害時における生活物資供給等の協力に関する協定 | 株式会社イトーヨーカ堂 | (1)生活物資(食料品及び日用品等)の在庫確保 (2)生活物資の安定供給及び価格安定 (3)緊急避難場所として駐車場を提供 (4)生活物資に関する情報の収集・提供 (5)防災訓練等啓発事業への参加・協力 |
| 平成21年4月1日 | 災害時における飲料の提供協力に関する協定 | (1)堺障害者団体連合会 (2)コカ・コーラウエスト株式会社バンディンク大阪南第一支店 | 堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供 |
| 平成21年4月1日 | 災害時における飲料の提供協力に関する協定 | (1)堺障害者団体連合会 (2)関西キリンビバレッジサービス株式会社堺営業所 | 堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供 |
| 平成21年4月1日 | 災害時における飲料の提供協力に関する協定 | (1)堺障害者団体連合会 (2)株式会社ジャパンビバレッジ西日本 | 堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供 |
| 平成21年4月1日 | 災害時における飲料の提供協力に関する協定 | (1)堺障害者団体連合会 (2)株式会社トムス | 堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供 |

| | | | |
|-------------|--|------------------------------|--|
| 平成22年10月26日 | 災害時における飲料の提供協力に関する協定 | (1) 堺障害者団体連合会 (2) ネオス株式会社 | 堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供 |
| 平成24年1月4日 | 災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定 | 堺市葬祭事業協同組合 | (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 (2) 遺体安置施設等の提供 (3) 遺体の搬送 (4) その他堺市が必要とする業務 |
| 平成24年3月30日 | 災害時における物品の供給協力に関する協定 | 大阪いずみ市民生活協同組合 | 災害時においての物品の調達と安定供給、輸送、生活情報の収集・提供 |
| 平成24年8月31日 | 災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定 | Jボックス株式会社 セツカートン株式会社 | ダンボール製ベッドの調達及び搬送 (1) 段ボール製簡易ベッド (2) 段ボール製シート (3) 段ボール製間仕切り など |
| 平成24年8月31日 | 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定 | 株式会社 アクティオ | 応急対応に必要なレンタル資機材の提供 |
| 平成24年8月31日 | 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定 | 奥村機械株式会社 | 応急対応に必要なレンタル資機材の提供 |
| 平成25年3月31日 | 災害時における福祉用具等の供給に関する協定 | 社団法人日本福祉用具供給協会 | 福祉避難所等を開設するために必要な福祉用具等の供給 |
| 平成25年12月24日 | 災害時における物資の供給等に関する協定 | 株式会社ダイエー | (1) 災害における食品、衣料品等の供給 (2) 防災訓練等の啓発事業への協力 |
| 平成26年3月26日 | 災害時における生活物資供給等の協力に関する協定 | 株式会社ライフコーポレーション | (1) 食料品及び日用品等の生活物資の安定供給 (2) 緊急避難場所としての駐車場の提供 (3) 防災訓練等啓発事業への参加・協力 |
| 平成26年5月28日 | 災害救助物資の供給等の協力に関する協定 | 株式会社ファミリーマート | (1) 物資（食料品、飲料水、日用品等）の供給 (2) 災害により閉鎖した市内店舗の早期再開 |
| 平成27年1月30日 | 災害時における支援協力に関する協定書 | イオンリテール株式会社 | 食料品、生活必需品等の物資の供給 |
| 平成27年10月8日 | 災害時における物資の供給等に関する協定 | 株式会社ポブラ | 大規模災害時の堺市への食料や生活必需品等の物資の供給 |
| 平成27年10月8日 | 災害時における提供協力に関する協定 | 株式会社アベックス西日本 | 大規模災害時に本庁舎本館地下1階に設置の飲料自動販売機(1台)において5,000杯の飲料を無償提供 |
| 平成28年3月16日 | 災害時における物資の供給等に関する協定 | 株式会社コノミヤ | (1) 大規模災害時における食品、日用品等の供給 (2) 防災訓練等の啓発事業への協力 |
| 平成29年3月22日 | 災害救助物資の調達等に関する協定書 | アーランドサカモト株式会社 | (1) 食料品、日用品等の物資の提供 (2) 一時避難所及び応援車両待機場等としての用地の提供 |
| 平成29年5月22日 | 災害時における畳の提供に関する協定 | 「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会 | 避難所等への畳の提供 |
| 平成29年12月26日 | 災害時における飲料製品等の供給に関する協定書 | 堺ヤクルト販売株式会社 | 飲料品、食料品の供給 |
| 平成30年6月13日 | 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定 | 株式会社東海大阪レンタル | 災害時におけるレンタル資機材の提供 |
| 令和元年8月26日 | 災害時における弾性ストッキングの提供協力に関する協定 | 福助株式会社 | 災害時における弾性ストッキングの提供 |
| 令和2年1月17日 | 災害時における災害復支援用品の提供協力に関する協定 | 浅香工業株式会社 | 災害時における災害ボランティアセンター等へのスコップ、一輪車等の災害復旧支援用品の提供 |
| 令和2年10月30日 | 災害時における物資の供給等に関する協定 | 株式会社ローソン | (1) 物資（食料品、飲料水、日用品等）の供給 (2) 災害により閉鎖した市内店舗の早期再開 |
| 令和3年10月29日 | 災害時における介護食等の供給に関する協定 | 三嶋商事株式会社 | 災害時における介護食等の供給 |
| 令和4年2月1日 | 災害時等における協力に関する協定 | 南海グリーンサポート株式会社 | (1) 被災者の緊急一時避難場所の提供及び支援 (2) 遺体の搬送 (3) 遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供 (4) 遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供及び支援 |
| 令和4年11月30日 | 災害時における物資供給等に関する協定 | アーケラズ株式会社 | (1) 「スーパービバホーム 美原南インター店」において取り扱う物資の供給 (2) 店舗内にハザードマップを掲示する等の防災啓発事業への協力 |
| 令和4年12月27日 | 災害時における栄養・食生活支援に関する堺市と公益社団法人大阪府栄養士会の協定 | 公益社団法人大阪府栄養士会 | (1) 避難者への個別栄養・食生活相談 (2) 避難所での食事状況調査や衛生及び栄養・食生活に関する啓発活動 (3) 食事制限等のある被災者（食の要配慮者）に必要な食料供給支援 (4) その他必要な事項 |
| 令和5年10月31日 | 災害時における物資の供給に関する協定書 | 公益財団法人大阪府学校給食会 | (1) 調理済みの米飯、パン等の物資を供給すること。 (2) その他公益財団法人大阪府学校給食会が保有する物資（缶詰等）を供給すること。 |
| 令和6年12月23日 | 災害時における協力に関する協定 | 大阪葬祭事業協同組合 | (1) 遺体の搬送 (2) 遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供 (3) 遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供及び支援 |
| 令和7年4月1日 | 災害時における堺市第1学校給食センターの活動支援に関する協定書 | 株式会社堺スクールランチパートナーズ | (1) 食物アレルギーを有する被災者に配慮し、アレルギーフリー（28品目不使用）の調理済み食品を調達すること。 (2) 堺市が調達した食材を調理し、又は堺市が調達した調理済み食品を仕分けし、堺市が指示する区分ごとに配缶すること。 (3) 堺市が指示する応急給食又は備蓄物資等を堺市が指示する中学校等へ配送すること。 (4) 給食センターに備える移動ガス回転釜を活用し、被災者や災害対応活動の従事者等に対して炊き出しを行うこと。 (5) 堺市が給食センターを支援物資の物資配送拠点又はそれを補助する施設として指定した場合、支援物資の受入れ、荷卸し、仕分け、一時保管、堺市が指示する場所への配送等に協力すること。 (6) 堺市の指示のもと、堺市第2学校給食センターの事業者が行う活動支援に協力すること。 |
| 令和7年4月1日 | 災害時における堺市第2学校給食センターの活動支援に関する協定書 | 株式会社堺第2学校給食サービス | (1) 食物アレルギーを有する被災者に配慮し、アレルギーフリー（28品目不使用）の調理済み食品を調達すること。 (2) 堺市が調達した食材を調理し、又は堺市が調達した調理済み食品を仕分けし、堺市が指示する区分ごとに配缶すること。 (3) 堺市が指示する応急給食又は備蓄物資等を堺市が指示する中学校等へ配送すること。 (4) 堺市が給食センターを支援物資の物資配送拠点又はそれを補助する施設として指定した場合、支援物資の受入れ、荷卸し、仕分け、一時保管、堺市が指示する場所への配送等に協力すること。 (5) 堺市の指示のもと、堺市第1学校給食センターの事業者が行う活動支援に協力すること。 |
| 令和7年8月13日 | 災害時における協力に関する協定 | 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 | (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供 (2) 遺体を安置する施設（葬祭式場等）の提供 (3) 遺体搬送用運台車及び霊柩車等による遺体搬送 (4) 被災者に対する避難場所（結婚式場等）の提供 等 |

5. 輸送・物流

【民間団体等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|-------------|----------------------------|------------------------|---|
| 平成21年3月30日 | 災害時の応急対策業務に関する協定 | 社団法人大阪府タグ事業協会 | (1) 応急対策要員等の人員輸送業務 (2) 建設資機材、日用品及び食料品等の貨物輸送業務 (3) 消防活動に関する業務 (4) その他堺市が必要とする輸送業務 |
| 平成25年5月21日 | 災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定 | 一般社団法人大阪バス協会 | (1) 被災者（滞留者を含む）の輸送業務 (2) ボランティアの輸送業務 (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務 (4) その他バスによる支援業務 |
| 平成25年10月1日 | 災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定 | 一般社団法人大阪府トラック協会 | (1) 物資の輸送業務 (2) 物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行う物流専門家及び荷役作業員の派遣 (3) 荷役機械及び資器材の手配 |
| 平成27年10月16日 | 災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定 | 堺市消防局認定患者等搬送事業者の会「堺搬送」 | (1) 「堺搬送」に所属する会員が所有する事業用車両による要配慮者の輸送業務 (2) 「堺搬送」の会員以外の事業者への輸送協力要請及び手配 (3) その他要配慮者の輸送に必要な業務 |
| 平成29年2月21日 | 災害時における物資の輸送等に関する協定 | 株式会社サカイ引越センター | (1) 物資の輸送業務 (2) 物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行う物流専門家等の派遣 (3) 梱包用段ボールの提供 |
| 平成30年4月24日 | 災害時における相互協力に関する協定 | 阪神高速道路株式会社 | (1) 道路の損傷等の調査及び普及に対する技術的支援 (2) 通行止め区間を活用した要請車両の通行 (3) 情報等の提供及び派遣連絡員の受け入れ (4) 応急対策及び復旧業務の実務に必要な敷地等の提供 (5) 通行止め実施時の利用者への情報提供 |
| 令和7年9月2日 | 災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定書 | 佐川急便株式会社 | (1) 避難所等への物資の配送計画の策定及び配送の実施 (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集 (3) 物資配送拠点における荷役作業の実施 (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供 (5) 災害時物資業務に関する助言等を行う要員の派遣 |
| 令和7年12月16日 | 災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定書 | 一般社団法人AZ-COMネットワーク | (1) 避難所等への物資の配送計画の策定及び配送の実施 (2) 物資配送拠点における荷役作業の実施 (3) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供 (4) 災害時物資業務に関する助言等を行う要員の派遣 (5) その他一般社団法人AZ-COMネットワークが協力できる範囲内で堺市が要請する業務 |

6. 燃料

【民間団体等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|----------------------------|---|--|
| 平成27年1月19日 | 災害時における緊急用燃料の供給協力に関する協定 | 社団法人大阪府エルピーガス協会堺支部、同阪南支部、同南河内支部美原地区 | LPGガスの供給 |
| 平成30年3月12日 | 災害時における燃料の供給に関する協定 | 株式会社芦原自動車教習所（泉北自動車教習所）、株式会社堺自動車教習所、阪和鳳自動車学校、泉ヶ丘カントリークラブ | 災害時の応急復旧業務に使用する堺市の車両等に対し、協定相手方が保有する燃料を供給 |
| 平成30年3月12日 | 災害時におけるローリー車等による燃料供給に関する協定 | 株式会社イトー、有限会社内海商会、富尾石油株式会社、山本石油販売株式会社 | 災害時に堺市庁舎等の非常用発電設備等にローリー車等で燃料を供給 |
| 令和3年10月15日 | 災害時におけるローリー車等による燃料供給に関する協定 | 日本BCP株式会社 | 災害時に堺市庁舎等の非常用発電設備等にローリー車等で燃料を供給 |

7. 広報・通信

【行政機関】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|-----------|--------------------|-----------------------|------------------------|
| 昭和59年6月1日 | 無線通信施設等に係る災害相互応援協定 | 寝屋川市、貝塚市、柏原市、岸和田市、八尾市 | 通信施設及び通信従事者の応援その他必要な措置 |

【民間団体等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|-------------|----------------------------------|------------------------------|--|
| 平成22年5月13日 | 防災行政無線とコミュニティFMを活用した災害情報発信に関する協定 | 特定非営利活動法人さかいhill-front forum | 災害時において「エフエムさかい」の番組放送中に各種災害情報を発信 |
| 平成24年4月1日 | 災害時における放送要請に関する協定 | 株式会社FM802 | 自然災害及び火災、事故、武力攻撃事態等の危機事象が発生し、または発生するおそれがある場合に、日本語、英語、中国語、韓国語、朝鮮語など最大13言語により各種災害情報を発信 |
| 平成25年12月2日 | 災害時の緊急放送に関する協定 | 株式会社ジェイコムウエスト | 災害時における避難勧告・指示、避難所開設情報などを文字テロップで放送 |
| 平成26年1月15日 | 災害に係る情報発信等に関する協定 | LINEヤフー株式会社 | (1) 災害における堺市ホームページのキャッシュサイトの提供 (2) 災害時における避難勧告・指示等の緊急情報、被害状況、ライフライン状況、必要救援物資・ボランティア情報をヤフーサービス上に掲載 (3) 平常時において指定避難所等の防災情報をヤフーサービス上に掲載 |
| 平成26年3月25日 | 防災への取り組みに関する協定 | グーグル社 | グーグルは災害時に災害対応サービスを提供し、堺市はグーグルに対して災害時の情報提供に協力 【グーグルが提供する災害対応サービスの例】 (1) Googleパーソファイダ（被災地における安否情報発信・検索） (2) 避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス (3) ガス、水道、道路など各種ライフラインの状況についての地図サービス |
| 平成26年10月14日 | 減災を目的とした防災ARに関する協定書 | 一般社団法人全国防災共助協会 | 堺市内の気象情報、地震津波情報及び災害時の避難場所（指定避難所や広域避難地など）の必要な防災情報を「防災ARアプリ『みたちょ』」を活用して提供 |
| 令和2年12月16日 | 災害等緊急時における航空機の業務協力に関する協定書 | 第一航空株式会社 | (1) 津波により被害が発生する恐れのある場合の避難広報 (2) 災害等により必要となる市民への広報 (3) 災害等による被害調査のための航空写真の撮影 (4) 市外への災害支援を行う場合の職員及び物資の輸送 |
| 令和5年8月25日 | 防災行政無線（同報系）の再送信に関する協定書 | 株式会社ジェイコムウエスト 堺局 | 防災行政無線により市民向けに実施している防災放送をジェイコムウエストの専用端末を通してサービス加入者向けに再送信を実施 |

8. 人的支援

【行政機関】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|-----|------|--------|-------|
|-----|------|--------|-------|

| | | | |
|------------|------------------|-----------|---|
| 平成25年1月15日 | 災害時の人的支援に関する協定 | 財務省近畿財務局長 | (1)り災証明書申請受付及び発行に関する事務 (2)り災建物判定にかかる現地調査補助 (3)有価物(現金、保険証、貴金属等の遺失物)の分別等作業 (4)災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 (5)避難施設運営補助(支援物資運搬、避難施設巡回等) (6)その他堺市職員の指示に基づく事務及び作業 |
| 平成26年7月28日 | 災害時等の応援に関する申し合わせ | 近畿地方整備局 | (1)情報の収集・提供(リエゾン(情報連絡員)の派遣) (2)近畿地方整備局等職員等の派遣(緊急災害派遣隊) (3)災害に係る専門家の派遣 (4)災害対策用機械の貸付 (5)通信機械等の貸付・操作員の派遣 (6)通行規制等の措置ほか |

【民間団体等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|-------------|------------------------------|--------------------------------------|--|
| 平成12年4月1日 | 災害時における相互協力に関する覚書 | 堺・堺中・泉北・堺金岡・浜寺・鳳郵便局及び大阪堺特定郵便局業務推進連絡会 | (1)被災状況及び被災市民の避難先に関する情報の提供 (2)高齢者及び障害者など災害弱者についての情報提供及び対応に関する相互協力 (3)所管施設及び用地の相互提供 (4)災害情報に係る広報の掲出 (5)前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項 |
| 平成22年1月15日 | 災害時におけるボランティア活動に関する協定 | 社会福祉法人堺市社会福祉協議会 | (1)災害ボランティアセンターの開設・運営 (2)センター運営に関する費用負担 (3)平常時における協力体制の構築 |
| 平成28年3月15日 | 災害時相談業務等に関する協定 | 大阪弁護士会 | 被災者の無料法律相談の実施 |
| 平成28年3月15日 | 災害時における行政書士業務に関連する協力活動に関する協定 | 大阪府行政書士会 | 行政書士業務等に関する被災者の無料相談の実施 |
| 平成29年10月24日 | 地域防災に関する連携協定 | 大阪公立大学都市科学・防災研究センター | (1)地域防災力の向上に関すること (2)教育及び人材の育成に関すること (3)学術研究に関すること |
| 平成29年11月30日 | 災害時における医療救護活動に関する協定 | 一般社団法人堺市医師会 | 災害時の医療救護活動における、医師及び看護師等により編成される医療救護班の派遣 |
| 平成29年11月30日 | 災害時における歯科医療救護活動に関する協定 | 一般社団法人堺市歯科医師会 | 災害時の医療救護活動における、歯科医師等により編成される歯科医療班の派遣 |
| 平成29年11月30日 | 災害時における歯科医療救護活動に関する協定 | 一般社団法人狭山美原歯科医師会 | 災害時の医療救護活動における、歯科医師等により編成される歯科医療班の派遣 |
| 平成29年11月30日 | 災害時における救護活動に関する協定 | 一般社団法人堺市薬剤師会 | 災害時の医療救護活動における、薬剤師等により編成される薬剤師班の派遣 |
| 平成30年3月30日 | 堺市域における災害時の動物救護活動等に関する協定 | 一般社団法人堺市獣医師会 | 災害時における動物救護活動、平時における飼育者等に対する啓発等 |
| 平成30年12月21日 | 災害発生時における支援協力についての協定 | 大阪土地家屋調査士会 | (1)家屋被害認定調査の支援 (2)被災者相談窓口の支援(建物滅失登記や土地境界復元等の相談) |
| 平成30年12月28日 | 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定 | 大阪司法書士会 | 災害時における被災者相談業務の実施 |
| 令和4年8月26日 | 災害時における外国人支援ネットワークに関する協定 | 近畿地域国際化協会連絡協議会 | 災害時における外国人に対する災害応急対策及び災害予防対策の支援 |

9. 施設提供

【行政機関】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|----------------------------------|---|---|
| 平成21年3月26日 | 災害発生時における避難者の受入れに関する協定 | 松原市 | 大雨などによる河川の越水等があった場合に、堺市の指定避難所への避難が困難な地域住民について、松原市の指定避難所での受け入れを行うもの ○北区常磐町2丁西除川右岸および3丁⇒天美西小学校 ○北区野遠町西除川右岸⇒松原西小学校 |
| 平成22年12月1日 | 大和川下流流域下水道今池水みらいセンター施設への避難に関する協定 | 大阪府南部流域下水道事務所 | 大和川下流流域下水道今池水みらいセンター施設を一時避難場所として提供 |
| 平成24年3月26日 | 福祉避難所としての指定 | 厚生労働省大臣官房会計課 | ビッグ・アイの福祉避難所としての施設利用 |
| 平成25年3月31日 | 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する覚書 | 大阪府立堺支援学校、泉北高等支援学校、堺聴覚支援学校、だいせん聴覚高等支援学校 | 福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力 |
| 平成25年8月1日 | 災害対策への協力に関する協定 | 大阪刑務所 | (1)地域に居住する住民などの避難場所 (2)帰宅困難者への支援場所 (3)災害用物資の集配場所 (4)その他堺市が必要とする災害対策の実施場所 |
| 平成26年3月28日 | 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定 | 大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)、堺市立健康福祉プラザ健康福祉センターの施設管理者2施設 | 福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力 |

【民間団体等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|-------------------------|-----------------------|--|
| 平成21年3月24日 | 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定 | 社団法人大阪府宅地建物取引業協会堺市支部 | (1)被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 (2)堺市内の道路及び施設等の被害状況の情報収集 (3)被災者への災害時の情報提供 (4)建築物の耐震改修の促進 |
| 平成21年4月1日 | 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定 | 社団法人全日本不動産協会大阪府本部堺泉支部 | (1)被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 (2)堺市内の道路及び施設等の被害状況の情報収集 (3)被災者への災害時の情報提供 (4)建築物の耐震改修の促進 |
| 平成22年4月1日 | 災害時における避難所の指定等に関する協定 | 学校法人関西大学 | (1)関西大学堺キャンパスの避難所指定 (2)関西大学が保有する災害用備蓄物資等の提供 |
| 平成22年9月1日 | 災害時及び災害に備えた施設の使用に関する協定 | 西日本電信電話株式会社大阪南支店 | 災害対策業務を実施するための使用場所の提供 (1)災害復旧ボランティア活動又は災害医療活動の支援場所としての一時的利用 (2)被災住民の避難場所又は相談窓口場所としての一時的利用 (3)災害用物資の保管場所としての利用 (4)災害による倒壊家屋の廃材等の保管場所としての一時的利用 (5)防災訓練による使用 |

| | | | |
|-------------|--------------------------------|--|---|
| 平成23年1月17日 | 災害対策への協力に関する協定書 | 財団法人堺市産業振興センター | 1 施設の提供に関する協力 (1)地域に居住する住民などの避難場所 (2)帰宅困難者への支援場所 (3)遺体の安置場所 (4)災害用物資の集配場所 (5)その他堺市が必要とする災害対策の実施場所 2 提供施設における災害対策への人的支援 |
| 平成23年3月31日 | 災害時における施設利用等に関する協定書 | 学校法人羽衣学園 | (1)地震、風水害、その他による災害発生時に、避難所として開設 (2)学生ボランティアの確保、派遣への協力 |
| 平成23年12月1日 | 災害時における施設使用の協力に関する協定 | 公立大学法人大阪府立大学 | (1)広域避難地及び救援物資集積場所としての施設の使用 (2)その他本市が必要とする用途における施設の使用 (3)学生ボランティアの確保及び派遣 |
| 平成24年6月27日 | 災害発生時における福祉避難所等の協力に関する協定 | 堺市社会福祉施設協議会 | (1)福祉避難所の開設・運営に必要な物資・人材の確保の後方支援・協力 (2)福祉避難所への入所が必要な要援護者の受け入れ支援・協力 (3)一般避難所等における育児室の運営支援並びに緊急一時保育の受け入れ、保育に関する相談窓口の設置支援 |
| 平成24年6月27日 | 災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定 | 特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人 56施設 | 福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力 |
| 平成24年8月31日 | 災害時等における協力に関する協定 | 株式会社セシルビス | (1)被災者及び帰宅困難者の緊急一時避難場所の提供及び支援 (2)遺体の搬送 (3)遺体の安置、搬送等に必要資機材及び消耗品の提供 (4)遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供 |
| 平成24年8月31日 | 災害発生時における保育に関する協力等に関する協定 | 民間保育園等 76園 | (1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受け入れ (3)24時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置 |
| 平成24年10月1日 | 災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定 | 特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人 7施設 | 福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力 |
| 平成24年10月1日 | 災害発生時における保育に関する協力等に関する協定 | 民間保育園等 8園 | (1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受け入れ (3)24時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置 |
| 平成25年3月29日 | 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定 | 堺市不動産事業協同組合 | 民間賃貸住宅の情報提供及び媒介に関する協力 |
| 平成25年3月31日 | 災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定 | 特別養護老人ホーム1施設 | 福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力 |
| 平成25年4月1日 | 堺市認可保育所等相互援助協定 | 市内すべての公立(20園)・民間(90園)の認可保育所と認定こども園 | 自然災害や火災の発生等様々な危機事象発生時における相互援助 (1)人的援助 援助を要する業務に対応した資格、経験及び能力等を有する職員の派遣 (2)物的援助 物資及び機器材の貸与又は提供 (3)施設的援助 被災等保育所の入所児童及び職員の受入又は場所の提供 |
| 平成25年4月1日 | 災害発生時における保育に関する協力等に関する協定 | 民間保育園等 5園 | (1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受け入れ (3)24時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置 |
| 平成25年12月24日 | 災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定 | 特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人 3施設 | 福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力 |
| 平成26年3月28日 | 災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定 | ショートステイ、生活介護事業所等の社会福祉法人 2施設 | 福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力 |
| 平成26年4月1日 | 堺市認可保育所等相互援助協定 | 民間認可保育所、認定こども園 3園 | 自然災害や火災の発生等様々な危機事象発生時における相互援助 (1)人的援助 援助を要する業務に対応した資格、経験及び能力等を有する職員の派遣 (2)物的援助 物資及び機器材の貸与又は提供 (3)施設的援助 被災等保育所の入所児童及び職員の受入又は場所の提供 |
| 平成26年4月1日 | 災害発生時における保育に関する協力等に関する協定 | 民間保育園等 4園 | (1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受け入れ (3)24時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置 |
| 平成26年11月4日 | 災害時の施設使用等の協力に関する協定書 | 株式会社 万代園、百舌鳥八幡宮 | 一時的避難施設及び避難所として施設等を提供 |
| 平成27年1月30日 | 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書 | イオンモール株式会社 | 一時避難場所としてイオンモール堺北花田の平面駐車場の提供等 |
| 平成27年4月16日 | 災害時における協力に関する協定 | 学校法人愛泉学園・堺女子短期大学 | (1)避難所及び一次避難施設として施設を提供 (2)物資集積・配送拠点として施設を提供 (3)収容した避難者への備蓄食料等の提供 (4)帰宅困難者一時滞留施設として施設を提供 (5)学生・教職員ボランティアの派遣 |
| 平成28年3月9日 | 災害時における避難者に対する各種活動協力に関する協定 | イオンモール株式会社 | 一時避難場所としてイオンモール堺鉄砲町の立体駐車場の提供等 |
| 平成30年6月4日 | 災害時における宿泊の提供に関する協定 | 堺ホテル協会 | 災害時の宿泊施設の提供 |
| 平成30年6月28日 | 災害時における施設等の提供協力に関する協定 | ブラウドタワー堺東管理組合 | (1)帰宅困難者の受け入れ (2)帰宅困難者のために、一時滞在施設の一部を可能な範囲で提供 (3)帰宅困難者のために、水道水及びトイレを提供 (4)その他、提供することができるものについて、可能な範囲で提供 |
| 令和2年8月26日 | 地域防災力の向上を目指した地域社会の連携に関する基本協定 | 大阪トヨタ自動車株式会社 大阪トヨペット株式会社 トヨタローラー南海株式会社 ネットトヨタ南海株式会社 | (1)外部給電車両の提供 (2)避難訓練やイベントでの外部給電車両の普及啓発 |
| 令和3年4月1日 | 災害時における避難所の指定等に関する協定 | 学校法人みどり学園 大阪健康福祉短期大学 | (1)大阪健康福祉短期大学堺・泉ヶ丘キャンパスの避難所指定 (2)大阪健康福祉短期大学が保有する災害用備蓄物資等の提供 |
| 令和4年9月30日 | 災害時における支援協力に関する協定 | 三井不動産株式会社 | (1)ららぽーと内店舗との災害時における物資協定の締結における協力 (2)避難施設としての立体駐車場の無償貸借 |

| | | | |
|----------|---------------------------------|--|---|
| 令和7年8月1日 | 災害時における外部給電可能な車両等又は発電機の協力に関する協定 | 株式会社ホンダ泉州販売 株式会社ホンダプリモ大阪南 株式会社ホンダモビリティ近畿 株式会社ホンダパーツ関西 | (1) 災害対応活動に使用する外部給電可能な車両等又は発電機の貸与 (2) 災害時における外部給電可能な車両等又は発電機の修繕に係る資材及び役務の提供 (3) 避難所その他施設への外部給電可能な車両等又は発電機の貸与 (4) 災害時における給電施設の開放 (5) 平時における避難訓練やイベントでの外部給電可能な車両等又は発電機の普及啓発 |
|----------|---------------------------------|--|---|

10. その他
【民間団体等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|-------------------------------|------------------------|---|
| 平成28年3月30日 | 堺市食料等備蓄品の譲渡に関する覚書 | 特定非営利活動法人 ふーどばんく OSAKA | 堺市からの賞味期限（使用期限）間近の食料等備蓄品の譲渡に関する事 |
| 令和5年5月11日 | 災害時における無人航空機（ドローン）による協力に関する協定 | SDA Japan | ・災害時に無人航空機で情報等を収集し、映像・画像等のデータを提供すること ・平時に無人航空機の運用方法の確認や、防災訓練への参加等の協力をすること |
| 令和6年7月22日 | 災害時における災害対応支援に関する協定書 | 特定非営利活動法人日本レスキュー協会 | (1) 災害救助犬を派遣し、捜索活動を支援すること。 (2) セラビードッグを派遣し、被災者のケアを行うこと。 (3) 被災ペットの飼育 (4) その他災害時において必要と認められる活動支援等を行うこと。 |

11. 消防協定
【行政機関】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|-----------------|---|--|
| 昭和40年12月1日 | 消防協定 | 大阪市 | 火災・救急・その他の災害防衛、救急業務の応援 |
| 昭和45年10月1日 | 消防協定 | (航空消防相互応援協定) 大阪市 | 回転翼航空機による消防業務の応援 |
| 昭和46年9月17日 | 消防協定 | 松原市 | 火災・救急・その他の災害防衛、救急業務の応援 |
| 昭和47年3月11日 | 消防協定 | 河内長野市 | 火災・救急・その他の災害防衛、救急業務の応援 |
| 昭和48年5月16日 | 消防協定 | 大阪狭山市 | 火災・救急・その他の災害防衛、救急業務の応援 |
| 昭和59年8月1日 | 消防協定 | (大阪府南ブロック消防相互応援協定) 岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉州南消防組合・和泉市・高石市・大阪狭山市・忠岡町 | 火災・救急・その他の災害防衛、救急業務の応援 |
| 昭和62年8月12日 | 消防協定 | (大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定) 大阪市・豊中市・東大阪市・池田市・吹田市・八尾市・松原市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市 | 航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防衛又は救助等の応援 |
| 昭和63年9月1日 | 消防協定 | (大阪府下広域消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市門真市消防組合・枚方寝屋川消防組合・茨木市・八尾市・泉州南消防組合・富田林市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・摂津市・高石市・東大阪市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・島本町・豊能町・忠岡町・太子町・河内町・千早赤阪村 | 大規模な災害等が発生した場合における災害防衛又は救助等の応援 |
| 平成6年6月21日 | 消防協定 | (関西国際空港消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・大阪狭山市・忠岡町・泉州南消防組合・新関西国際空港機 | 航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防衛又は救助等の応援 |
| 平成6年7月1日 | 消防協定 | (阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定) 和泉市・岸和田市・貝塚市・泉州南消防組合・那賀消防組合・和歌山市・海南市・有田川市・湯浅広川広域消防事務組合・御坊市・田辺市 | 高速自動車道で災害が発生した場合における災害防衛又は救急等の応援 |
| 平成8年4月19日 | 消防協定 | (消防活動資機材及び支援助物資等相互応援協定) 和歌山市・姫路市・徳島市 | 大規模な災害が発生した場合における消防活動資機材及び支援助物資等の調達についての応援 |
| 平成8年7月18日 | 消防協定 | (大阪湾消防艇相互応援協定) 大阪市・神戸市 | 大規模又は特殊な災害が発生した場合における災害防衛又は救助等の応援 |
| 平成17年2月1日 | 消防協定 | 柏原羽曳野藤井寺消防組合 | 火災・救急・その他の災害防衛、救急業務の応援 |
| 平成17年2月1日 | 消防協定 | 富田林市 | 火災・救急・その他の災害防衛、救急業務の応援 |
| 平成17年2月1日 | 消防協定 | (南阪奈道路消防相互応援協定) 柏原羽曳野藤井寺消防組合・富田林市・奈良県広域消防組合 | 高速自動車道で災害が発生した場合における災害防衛又は救急等の応援 |
| 平成21年4月1日 | 船舶火災の消火に関する業務協定 | 大阪海上保安監部 | 海上における船舶火災等の消火活動及び火災警戒活動の応援 |
| 平成22年4月1日 | 消防協定 | (救急医療相談業務に係る応援協定) 大阪市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市門真市消防組合・枚方寝屋川消防組合・茨木市・八尾市・泉州南消防組合・富田林市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・摂津市・高石市・東大阪市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・島本町・豊能町・忠岡町・太子町・河内町・千早赤阪村 | 救急医療相談業務（救急安心センターおおさか）の共同運用に関する応援 |
| 平成24年3月1日 | 消防協定 | (五都市消防相互応援協定) 名古屋、京都、大阪、神戸 | 大規模な災害等が発生した場合における災害防衛又は救助等の応援 |
| 平成25年4月1日 | 消防協定 | (近畿自動車道松原那智勝浦線及び関西国際空港線消防相互応援協定) 和泉市・岸和田市・貝塚市・泉州南消防組合・那賀消防組合・和歌山市・海南市・有田川町 | 高速自動車道で災害が発生した場合における災害防衛又は救急等の応援 |

【民間団体等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|---|--------------------------------------|--|---|
| 昭和56年7月1日 | ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申合せ | 大阪瓦斯株式会社堺支社 | ガス漏れ及び爆発事故等の災害時における初動・相互連絡及び処理体制等の防災対策について連携強化を図る。 |
| 昭和62年8月1日 | 大規模(特殊)災害時における消防活動に関する申合せ | 宇部興産株式会社堺工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第1工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第2工場・関西電力株式会社堺港発電所・協和発酵ケミカル株式会社堺物流センター・新日本石油精製株式会社大阪製油所・コスモ石油株式会社堺製油所・新日本製鐵株式会社建材事業部堺製鐵所・東燃ゼネラル石油株式会社堺工場・大日本インキ化学工業株式会社堺工場・丸紅エネックス株式会社堺ターミナル・三井化学株式会社大阪工場 | 大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援 |
| 平成8年5月10日 | 消防車両等の燃料調達の協力に関する申合せ | 大阪府石油商業組合 | 地震等の大規模災害発生時に、可能な範囲においてガソリン、軽油等の燃料を供給 |
| ①平成10年3月9日 ②平成10年3月11日 ③平成19年6月27日 ④平成19年6月27日 | 重機等の調達に関する応援体制 | ①社団法人 堺建設業協会(協力会社21社) ②サイカ運輸機工株式会社 ③富士レッカー株式会社 ④フジ建機リース株式会社 | 地震等の大規模災害及び特殊災害により、消防保有の資機材では災害防ぎよ活動困難な場合において、大型重機等の調達に関する協力体制(消防局) |
| 平成14年2月13日 | タクシー無線による情報収集・提供の協力に関する申合せ | 大阪第一交通株式会社 | 地震等広域、大規模災害発生時、当消防局からの依頼に基づき業務に支障とならない範囲において、タクシー無線により把握できる主に管内(堺市・高石市)の被害状況の収集・提供 |
| 平成18年12月1日 | 地震災害発生時における初期被害情報の相互交換に関する申合せ | 大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部 | 地震災害が発生した場合における被害情報等を相互交換し共有する。 |
| 平成19年4月1日 | 地震災害発生時における初期被害情報の相互交換に関する申合せ | 関西電力株式会社南営業所 | 地震災害が発生した場合における被害情報等を相互交換し共有する。 |
| 平成20年10月1日 | 大規模(特殊)災害時等における消防活動に関する覚書(堺市消防協力事業所) | 堺市・高石市内の652事業所うち堺市内619事業所(平成25年6月30日現在) | 大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援 ※主な活動内容 (1) 消火活動支援 (2) 救出活動支援 (3) 救護活動支援 (4) 広報活動支援 (5) 情報収集活動支援 (6) 施設開放支援 (7) その他必要な活動支援 |
| 平成21年3月30日 | 大規模(特殊)災害時等における消防活動に関する覚書 | 社団法人大阪府タグ事業協会 | 大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援 |
| 令和2年7月9日 | 災害時における物資の調達及び供給の協力に関する協定書 | 株式会社 キンレイ大阪工場 | 地震、風水害、その他災害が発生又は発生するおそれがある時に、優先的かつ速やかに食料等の物資を調達、供給 地震、風水害等災害発生時に、調達可能な範囲において冷凍種類の供給(消防局) |
| 令和3年3月23日 | 災害時における消防活動への協力に関する協定 | 一般社団法人 大阪府解体工事協会 | 災害時における重機等の応援 人命救助および二次災害防止のため緊急に必要な障害物の除去作業 |
| 令和4年6月1日 | 災害時における物資供給等に関する協定書 | 株式会社ほっかほっか亭総本部 | 消防局が管轄区域において実施する災害応急対策及び防火防災対策に関する協力 (1) 災害時における弁当類の供給協力 (2) その他、協議により合意した防火防災に関する協力 |
| 令和7年3月4日 | 災害時における消防活動への協力に関する協定 | 大幸工業 株式会社 | (1) 埋没事故等に、早期に必要な土砂の吸引及び運搬 (2) その他埋没事故の対応に必要な事項については、堺市及び大幸工業の協議の上、決定する |
| 令和7年9月19日 | 災害時における消防活動への協力に関する協定 | 有限会社 堺エコノス | (1) 埋没事故等における用水の供給 (2) 災害時における用水の供給 (3) その他必要な事項については、堺市及び堺エコノスが協議の上、決定するもの |

12. 上下水道協定

【行政機関】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|---------------------------------|---|---------------------------|
| 平成25年3月31日 | 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書 | 札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 | 飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供 |
| 平成28年3月22日 | 堺市・富田林市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書 | 富田林市 | 水道事業に係る相互応援協定 |
| 平成28年3月23日 | 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ | 国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道協会、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人日本下水道施設業協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、一般社団法人日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会 | 下水道復旧にかかる相互応援協定 |
| 平成29年1月18日 | 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール | 政令指定都市、東京都 | 下水道復旧にかかる相互応援協定 |
| 平成29年2月3日 | 堺市・高石市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書 | 高石市 | 水道事業に係る相互応援協定 |
| 平成29年2月10日 | 堺市・松原市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書 | 松原市 | 水道事業に係る相互応援協定 |
| 平成29年2月13日 | 堺市・大阪狭山市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書 | 大阪狭山市 | 水道事業に係る相互応援協定 |
| 平成30年5月18日 | 堺市・和泉市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書 | 和泉市 | 水道事業に係る災害時等における相互応援協定 |
| 令和2年11月12日 | 堺市上下水道局と仙台市水道局の災害時の応援活動に関する覚書 | 仙台市 | 水道事業に係る災害時等における相互応援協定 |

| | | | |
|----------|-------------------------------------|--|-----------------------|
| 令和3年4月1日 | 大阪広域水道震災対策相互応援協定 | 大阪広域水道企業団、豊中市、高槻市、吹田市、茨木市、箕面市、池田市、摂津市、島本町、能勢町、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、交野市、松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、柏原市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、岸和田市、和泉市、泉佐野市、貝塚市、泉大津市、高石市、熊取町、泉北水道企業団、大阪府健康医療部 | 水道施設復旧にかかる相互応急協定 |
| 令和3年4月1日 | 堺市・大阪広域水道企業団 水津事業に係る災害時等相互応援に関する協定書 | 大阪広域水道企業団（大阪狭山水道センター） | 水道事業に係る災害時等における相互応援協定 |

【民間団体等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|---------------------------------------|---|---|
| 平成19年7月1日 | 災害発生時における牛乳搬送用コンテナ容器の貸借等に関する協定 | 泉南乳業株式会社 | 応急給水に使用するコンテナの借用 |
| 平成23年9月16日 | 災害発生時における支援車両の駐車場の貸借に関する協定 | コーナン商事株式会社 | 支援車両の駐車に係る駐車場の使用 |
| 平成24年3月21日 | 災害発生時における仮設配管資材の調達に関する協定 | 株式会社 光明製作所 | 水道施設の応急復旧に必要な仮設配管資材の確保及び運搬 |
| 平成24年7月24日 | 災害時における復旧及び機能保全支援協力に関する協定 | 日本下水道管路管理業協会 | 下水道管路施設の施設復旧及び機能保全支援協力 |
| 平成24年8月6日 | 災害発生時における水道復旧材料の調達及び復旧工事に関する協定 | 大成機工株式会社 | 水道施設の復旧に必要な材料の優先的な調達及び復旧工事 |
| 平成25年1月15日 | 災害発生時における漏水調査を含む管路状況調査に関する協定 | フジ地中情報株式会社 | 水道施設及び給水装置の漏水調査を含む管路状況調査 |
| 平成25年3月19日 | 災害発生時における水道復旧用材料の調達及び復旧工事に関する協定 | コスモ機株式会社 | 水道施設の復旧に必要な材料の優先的な調達及び復旧工事 |
| 平成25年3月22日 | 災害時における復旧及び機能保全支援協力に関する協定 | 大阪環境整備協同組合 | 下水道管路施設の復旧及び機能保全支援協力 |
| 平成27年2月13日 | 災害時における薬品調達に関する協定 | 南海化学株式会社 | 水道水及び下水処理水の消毒に必要な薬品の優先的な調達 |
| 平成30年3月16日 | 災害時における宿泊の提供に関する協定書 | 一般社団法人大阪府サッカー協会 | 災害時に支援作業にあたる他都市、他団体への宿泊先の提供 |
| 平成30年3月30日 | 災害時における施設使用の協力に関する協定書 | 公益財団法人堺市文化振興財団 | 災害時に支援作業にあたる他都市、他団体への宿泊先の提供 |
| 令和元年6月6日 | 災害等における災害復旧に係る支援業務に関する協定書 | 公益財団法人 全国上下水道局コンサルタント協会 関西支部 | 復旧のための査定図書の作成や修正を行うことができる会員の推薦及び通知 |
| 令和元年6月6日 | 大規模災害時におけるマンホールポンプ設備等の復旧支援協力に関する協定書 | 株式会社荏原製作所、株式会社鶴見製作所、新明和工業株式会社、株式会社川本製作所 | (1)被災したマンホールポンプ設備の応急復旧 (2)平時における連携 |
| 令和元年11月20日 | 大規模災害時におけるマンホールポンプ設備等の復旧支援協力に関する協定書 | 株式会社コボタ、株式会社第一テクノ | (1)被災したマンホールポンプ設備の応急復旧 (2)平時における連携 |
| 令和元年12月17日 | 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書 | 一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション | 災害対策施設や応急復旧業務で使用するパソコン、寝具等のレンタル資機材の提供 |
| 令和2年2月26日 | 大規模災害時における水道施設の運転管理及び応急給水等の応援業務に関する協定 | 株式会社ファノバ | 大規模災害時に水道施設における運転管理業務 応急給水業務 |
| 令和3年7月21日 | 自然災害による下水道機会・電気設備緊急工事に関する協定書 | 一般社団法人 日本下水道施設業協会 | 下水道機械・電気設備の緊急工事の円滑な実施 |
| 令和4年4月13日 | 災害等における応急対策業務の応援に関する協定 | 堺市指定管工設備協同組合 | (1)協定締結相手方の所有するトラック等を使用した応急給水 (2)水道施設等の被害状況の調査 (3)水道施設等の応急復旧及び必要な資機材の調達 (4)その他応急復旧 ※他被災都市からの応援要請も対応 |
| 令和4年4月13日 | 災害等における応急対策業務の応援に関する協定 | 大阪・堺管工事式拾者協同組合 | (1)協定締結相手方の所有するトラック等を使用した応急給水 (2)水道施設等の被害状況の調査 (3)水道施設等の応急復旧及び必要な資機材の調達 (4)その他応急復旧 ※他被災都市からの応援要請も対応 |
| 令和4年11月1日 | 災害時等における協力に関する協定書 | 株式会社ヴェオリア・ジェネッツ | 巡回広報、電話対応、応急給水等の応援等 |

※緊急連絡管協定

【行政機関】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|--------------------------------------|-----------------------|-------|
| 平成15年6月2日 | 協定書（災害対策連絡管設置工事 金岡町） | 大阪広域水道企業団 | |
| 平成24年3月21日 | 堺市・高石市水道緊急連絡管に関する協定書 | 高石市 | |
| 平成25年1月31日 | 新輪尾台非常用連絡管の運用に関する協定書 | 大阪広域水道企業団 | |
| 平成26年12月2日 | 大阪市と堺市の相互応援給水及び維持管理に関する協定書 | 大阪市 | |
| 平成28年3月15日 | 堺市・富田林市緊急連絡管の運用及び維持管理に関する協定書 | 富田林市 | |
| 平成29年6月1日 | 田園非常用連絡管の運用及び付帯する圧力調整施設の管理及び運用に関する協定 | 大阪広域水道企業団 | |
| 平成30年4月2日 | 堺市・松原市水道緊急連絡管に関する協定書 | 松原市 | |
| 令和元年10月29日 | 堺市・和泉市緊急連絡管の運用及び維持管理に関する協定書 | 和泉市 | |
| 令和3年4月1日 | 堺市・大阪広域水道企業団水道緊急連絡管に関する協定書 | 大阪広域水道企業団（大阪狭山水道センター） | |

13. 参加団体での協定

【行政機関】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|-------------|--------------------------------|------------------------|---|
| 平成23年10月31日 | 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 | 参加団体：関西広域連合 九州地方知事会 | (1)職員の派遣 (2)食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3)資機材の提供 (4)避難者及び傷病者の受入れ (5)船舶等の輸送手段の確保 (6)医療支援 (7)その他被災府県が要請した措置 |

| | | | |
|-------------|------------------------------|--|--|
| 平成24年10月25日 | 関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書 | 参加団体：関西広域連合 鳥取県 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、鳥取県の区域において危機が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策を実施できない場合に、連携して応援活動を実施 |
| 平成24年10月25日 | 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 | 参加団体：関西広域連合 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県 | 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県の区域において、危機が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、連携して府県間の応援活動を実施 (1) 職員の派遣 (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3) 資機材の提供 (4) 避難者及び傷病者の受入れ (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項 |
| 平成26年3月6日 | 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定 | 参加団体：関西広域連合 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市） | 大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織が応援を実施 (1) 職員の派遣 (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3) 資機材の提供 (4) 避難者及び傷病者の受入れ (5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保 (6) 医療支援 (7) その他被災した構成都府県市が要請した措置 |

【民間企業等】

| 締結日 | 協定名称 | 協定の相手方 | 協定の内容 |
|------------|-------------------------------|---|--|
| 平成23年6月30日 | 「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」にかかる覚書 | 参加団体：関西広域連合 コンビニエンスストアや外食事業者等27事業者 | 関西広域連合がコンビニエンスストアや外食事業者等と締結する協定に基づき、災害時の徒歩帰宅者を支援する。 (1) 支援可能な店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と称し、広く住民へ協力店舗の取組みを周知するとともに、防災に対する意識啓蒙を図るため、「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を掲出する。 (2) 「災害時帰宅支援ステーション」では、災害時の徒歩帰宅者に対して「水道水」、「トイレ」、「ラジオ」等を知り得た通行可能な道路に関する「情報等」を提供する。 |
| 平成25年2月25日 | 大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定 | 参加団体：関西広域連合 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社(P&G) | (1) P & Gから関西広域連合へ救援物資の無償提供(平常時) (2) 関西広域連合からP & Gへ救援物資の供給要請(災害時) (3) 救援物資の備蓄、活用等についての情報交換 (4) 対象物資乳幼児用紙おむつ、生理用品等 |
| 平成25年3月27日 | 船舶による災害時の輸送等に関する協定 | 参加団体：関西広域連合 近畿旅客船協会 神戸旅客船協会 | (1) 旅客船協会及び同協会員は、災害時において、連合構成団体からの要請に基づき、船舶による輸送等の業務に協力 ① 被災者(滞留者を含む)の輸送 ② 災害救助に必要な物資等の輸送 ③ 災害時応急対策に必要な要員、資機材等の輸送 ④ その他船舶による支援 (2) 旅客船協会は、連合構成団体からの要請に、可能な限り協会員が応ずるよう必要な調整を実施 (3) 広域連合は、複数の構成団体の同時被災等により協力要請の集中が予想される場合に構成団体間の協力要請の調整を実施 |
| 平成25年3月29日 | 復興まちづくりの支援に関する協定 | 参加団体：関西広域連合 阪神・淡路まちづくり支援機構 | (1) 関西広域連合の構成団体は、阪神・淡路まちづくり支援機構に対し、次の事項について、専門家の派遣を要請することができる(費用は要請側が負担)。 ① 専門相談の実施 ② 市町村及び地域の復興まちづくり推進組織等への参画 ③ その他復興に向けたまちづくり事業 (2) 関西広域連合及び阪神・淡路まちづくり支援機構は、平常時から情報交換や訓練の実施等、連携強化に努める。 |
| 平成25年8月29日 | 危機発生時の支援協力に関する協定 | 参加団体：関西広域連合 関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会 | (1) 被災者のクラブハウスへの収容 (2) 飲料水、食事場所の提供 (3) 浴場の提供 (4) 臨時ヘリポートの設置 (5) 緊急車両の駐車 |
| 令和2年3月19日 | 大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定 | 参加団体：関西広域連合 トヨタL&F近畿株式会社、トヨタL&F兵庫株式会社、トヨタL&F奈良株式会社、トヨタL&F和歌山株式会社、トヨタL&F岡山株式会社、トヨタL&F徳島株式会社 | 大規模広域災害の発生時において、基幹的物資拠点(0(ゼロ)次物資拠点)及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点及びこれらの代替施設の運営に必要なフォークリフトの提供 |
| 令和2年3月26日 | 大規模広域災害における連携・協力に関する協定 | 参加団体：関西広域連合 西日本電信電話株式会社 | (1) 平常時に相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先復旧を検討すべき重要施設の情報共有等 (2) 災害発生時にライフライン設備の被災や応急復旧情報及び道路啓開等の情報を共有 (3) 復旧時に道路啓開及びライフライン設備の復旧事業について連携・協力 |
| 令和2年3月26日 | 大規模広域災害における連携・協力に関する協定 | 参加団体：関西広域連合 大阪ガス株式会社 | (1) 平常時に相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先復旧を検討すべき重要施設の情報共有等 (2) 災害発生時にライフライン設備の被災や応急復旧情報及び道路啓開等の情報を共有 (3) 復旧時に道路啓開及びライフライン設備の復旧事業について連携・協力 |
| 令和2年3月26日 | 大規模広域災害における連携・協力に関する協定 | 参加団体：関西広域連合 関西電力株式会社 | (1) 平常時に相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先復旧を検討すべき重要施設の情報共有等 (2) 災害発生時にライフライン設備の被災や応急復旧情報及び道路啓開等の情報を共有 (3) 復旧時に道路啓開及びライフライン設備の復旧事業について連携・協力 |

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成24年4月1日

北海道札幌市中央区北1条西二丁目1番地
札幌市

札幌市長 上田 文雄

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市

仙台市長 奥山 恵美子

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市

さいたま市長 清水 勇人

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市

千葉市長 熊谷 俊人

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都

東京都知事 石原 慎太郎

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

川崎市市長 阿部 孝夫

神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地
横浜市

横浜市長 林 文子

神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市

相模原市長 加山 俊夫

新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市

新潟市長 篠田 昭

静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市

静岡市長 田辺 信宏

静岡県浜松市中区元城町103-2

浜松市

浜松市長 鈴木 康友

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

名古屋市長 河村 たかし

京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市

京都市長 門川 大作

大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号

大阪市

大阪市長 橋下 徹

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 竹山 修身

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号

神戸市

神戸市長 矢田 立郎

岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 高谷 茂男

広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市

広島市長 松井 一實

福岡県北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市

北九州市長 北橋 健治

福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

熊本県熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市

熊本市長 幸山 政史

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、2 1 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を經由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 2 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 3 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 4 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 5 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1（第5条関係）

| 順 | 都市名 | 順 | 都市名 |
|----|------|----|-------|
| 1 | 静岡市 | 12 | 浜松市 |
| 2 | 福岡市 | 13 | 岡山市 |
| 3 | 堺市 | 14 | 相模原市 |
| 4 | 東京都 | 15 | 熊本市 |
| 5 | 大阪市 | 16 | 仙台市 |
| 6 | 川崎市 | 17 | 神戸市 |
| 7 | 京都市 | 18 | さいたま市 |
| 8 | 横浜市 | 19 | 広島市 |
| 9 | 名古屋市 | 20 | 千葉市 |
| 10 | 新潟市 | 21 | 札幌市 |
| 11 | 北九州市 | | |

順は、平成24年度を1とする。

泉州地域災害時相互応援協定

堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町の9市4町（以下「関係市町」という。）は、災害における広域的な相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、関係市町の区域において風水害、地震、津波その他の災害が発生し、またはその恐れがあり、当該市町独自では十分な応急措置ができない場合に、当該市町の要請にこたえるため、あらかじめ関係市町間において広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

（相互応援）

第2条 関係市町は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をした関係市町（以下「応援要請市町」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

2 前項に定める応援を要請しようとする関係市町は、必要となる事項を明記の上、文書により他の関係市町に対して要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（人的応援）

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町の長が、災害が発生しまたはその恐れがある場所及び状況並びに出動を求める場所及び人員等を明示し、応援可能な関係市町（以下「応援市町」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 前条に定めるもののほか、救援物資及び資機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町の長が、必要とする救援物資及び資機材等の種別、数量、配置場所等を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（その他の応援）

第5条 前2条に定めるもののほか応援を必要とする場合については、応援要請市町の長が、必要となる項目を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（指揮）

第6条 第2条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援要請市町の長又は災害対策本部長等が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条の人的応援に要した経費のうち、応援事務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町が負担する。
- (2) 第3条の人的応援に要した経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援事務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町が負担する。
- (3) 第4条の物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資機材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町が負担する。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援に要した経費は原則として、応援要請市町が負担する。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、関係市町の協議により実施細目を定めることができる。

(定めのない事項等の協議)

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定について疑義が生じたときは、その都度、関係市町が協議して定めるものとする。

(協定の発効等)

第10条 この協定は、平成25年9月10日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、関係市町が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年9月10日

堺市長 竹山修身

岸和田市長 野口聖

泉大津市長 伊藤晴彦

貝塚市長 藤原龍男

泉佐野市長 千代松大耕

和泉市長 辻 宏 康

高石市長 阪 口 伸 六

泉南市長 向 井 通 彦

阪南市長 福 山 敏 博

忠岡町長 和 田 吉 衛

熊取町長 中 西 誠

田尻町長 原 明 美

岬町長 田 代 堯

堺市と南河内地域の6市2町1村（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村）は、広域的な災害における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、この協定を締結した市町村（以下「締結市町村」という。）の市町村域において大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町村の要請に応えるため、あらかじめ締結市町村間において災害時の広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

（応援要請等）

第2条 締結市町村の長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をした市町村（以下「応援要請市町村」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

（応援要請の手続き）

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町村の長が、災害の状況、出動を求める人員及び職種、誘導員配置場所等を明示し、応援を求める市町村（以下「応援市町村」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 救援物資及び資機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町村の長が、必要とする救援物資及び資機材等の種別、数等を明示し、応援市町村の長に対して行うものとする。

（指揮）

第5条 第2条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援要請市町村の長又は災害対策本部長等が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条の規定による応援に要する経費のうち、応援業務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町村の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町村の負担とする。
- (2) 第3条の規定による応援に要する経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町村の負担とする。
- (3) 第4条の規定による物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資機材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町村の負担とする。
- (4) 上記3項にかかわらず、南河内地域6市2町1村間の応援に要した経費の負担等に関しては、平成17年2月1日締結の中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定によるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町村が協議をして定めるものとする。

(協定の発効)

第8条 この協定は、平成23年9月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を10通作成し、締結市町村の長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

堺市長 竹山修身

富田林市長 多田利喜

河内長野市長 芝田啓治

松原市長 澤井宏文

羽曳野市長 北川嗣雄

藤井寺市長 國下和男

大阪狭山市長 吉田友好

太子町長 浅野克己

河南町長

武田勝玄

千早赤阪村長

松本昌親

堺市と四日市市との間の災害時相互応援に関する協定

堺市と四日市市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生し、災害を受けた市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、友愛的精神を持って、相互に応援し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、感染症対策、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難者収容施設の提供及びあつせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に災害を受けた市から要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動の実施に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかなる場合は、自らの判断により、応援活動を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費については、次のとおりとする。

- (1) 第1条の規定中に係る物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資器材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市の負担とし、それ以外の経費については、応援市が負担する。
- (2) 第1条の規定中に係る人的応援に要する経費のうち、応援事務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市の負担とし、それ以外の経費については、応援市が負担する。
- (3) 前2号の規定に関わらず、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援事務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市の負担とする。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第8条 この協定は、平成24年3月19日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月19日

堺 市
堺 市 長 竹 山 修 身

四日市市
四日市市長 田 中 俊 行

災害時における相互協力に関する覚書

堺市（以下「甲」という。）並びに堺郵便局、堺中郵便局、泉北郵便局、堺金岡郵便局、浜寺郵便局、鳳郵便局及び大阪堺特定郵便局長業務推進連絡会（以下これらを「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、堺市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対策を円滑に行うことを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、災害時において、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 被災状況及び被災市民の避難先に関する情報の提供
- (2) 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報提供及び対応に関する相互協力
- (3) 所管施設及び用地の相互提供
- (4) 災害情報に係る広報の掲出
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

2 乙は、災害救助法が適用されたときは、郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関し、災害特別事務取扱いを行うものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条第1項の規定により協力を要請しようとするときは、別紙様式に所定の事項を記載し、第7条に規定する連絡責任者を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請することができる。

2 甲又は乙は、前項ただし書の規定により要請を行ったときは、当該内容を別紙様式により、後日速やかに相手方に送付しなければならない。

（協力の実施）

第4条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けたときは、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第5条 この覚書に基づき協力を要請した者は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、協力を行った者が適正な方法により協力に要した経費として算出した額を負担するものとする。

2 前項の規定による負担に疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害に係る情報連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

2 甲及び乙は前項の規定による協議を行うため、必要に応じて連絡協議会を開催することができる。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲にあつては堺市市民環境局市民生活部市民生活安全課長、乙にあつては堺郵便局総務課長とする。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この覚書に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、災害の発生がないときにあつても、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) その他災害時に協力が必要な事項

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年4月1日

甲 堺市
代表者 堺市長 幡谷豪男

乙 堺郵便局
局長 小谷義次

堺中郵便局
局長 木村富雄

泉北郵便局
局長 吉武幸紀

堺金岡郵便局

局 長 中 西 一 隆

浜寺郵便局

局 長 橋 本 昌 之

鳳郵便局

局 長 山之内 武 夫

大阪堺特定郵便局長業務推進連絡会

会 長 泉北城山台郵便局長

中 林 嘉 道

災害時における相互協力に関する覚書の用語について

1 覚書中の「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる「災害」であり、次のとおりである。

○ 災害対策基本法第2条第1号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

② 覚書中第2条第2号に掲げる「災害特別事務取扱い」とは、次のとおりである。

(1) 救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用郵便物（現金及び物品）の料金を免除する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便又は電子郵便とするものを含む）の料金を免除する。

(3) 被災者あて災害義援金の振替料金免除

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等の振替口座に義援金を送る場合は、その料金を免除する。

(4) 被災者への郵便はがきなどの無償交付

被災者1世帯につき郵便はがき5枚、郵便書簡1枚以内を無償で交付する。

(5) 通帳、証書、印章等を紛失した被災者への郵便貯金等の非常取扱い

通帳や印章がなくても、本人と確認できれば郵便貯金は20万円まで、郵便為替・郵便振替は10万円まで支払いをする非常取扱いを行う。

(6) 簡易保険の保険料払込みの猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い簡易保険の保険金や貸付金も本人と確認できれば、即時払を実施するほか、通算3ヶ月の保険料の払込猶予期間を、一定期間延長する。

(別紙様式)

協 力 要 請 書

| 平成 年 月 日 | | 送受信時刻 | 送信 (要請者) | 受信 (要請先) |
|----------|----------|---------------|----------|----------|
| | | 時 分 | | |
| 災害状況 | | | | |
| | 覚 知 | 月 日 時 分 | | |
| 要請理由 | | | | |
| 協力の内容 | | | | |
| 協力の期間 | | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 施設・用地の提供 | 使 用 目 的 | | | |
| | 使用施設又は用地 | | | |
| その他参考事項 | | | | |

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲の「堺市地域防災計画」及び乙の「災害時におけるボランティア活動支援要綱」に基づき、甲乙の連携及び災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設等に関して、必要な事項を定める。

（センターの開設等）

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、乙に対し、センターの開設を要請する。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲から第1項の要請があった場合には、すみやかにセンターを開設し、必要な業務を開始する。

（情報提供及び連携・協力）

第3条 甲は、乙がセンターを運営する上で必要な情報を乙に提供するものとする。

2 甲と乙は連携・協力し、甲は、センターの設置・運営につき必要な支援を行うものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (2) 災害ボランティアの受け入れ、需給調整に関すること
- (3) ボランティア募集等の情報発信
- (4) 大阪府の「災害時におけるボランティア支援制度」の活用に関すること
- (5) 全国社会福祉協議会や近畿圏社会福祉協議会及び関係ボランティア・市民活動団体との連絡調整及びボランティア等の派遣要請に関すること
- (6) その他、センター活動に関する業務

（設置場所）

第5条 センター本部の設置場所は、堺市総合福社会館1階堺市社会福祉協議会事務局内とする。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

2 甲または乙が、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めるときは、甲乙協議の上、設置を行い、甲は、設置場所の確保に努めるものとする。

3 その他、センター運営に必要な場所の確保は、甲乙協議の上、甲が場所の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 センター運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する甲が負担する費用について、甲に請求するものとし、甲の要求に応じ費用の内訳について説明するものとする。

(資器材等の確保)

第7条 甲と乙は、センター運営に必要な資器材を相互に協力して確保するものとする。

(センターの閉鎖時期)

第8条 センターの閉鎖時期については甲乙協議の上、甲が決定する。

2 乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、速やかに報告するものとする。

(研修等の実施)

第9条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材の育成に努めるものとする。

(平常時の取り組み)

第10条 乙は平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

(関係団体との協力体制)

第11条 甲と乙は、平常時から協力して、登録ボランティア及び関係機関・地域各種団体等との協力体制の確立を図る。

2 前項の体制確立のため、必要に応じて会議等を開催する。

(ボランティア保険への加入)

第12条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、甲が負担するものとする。

(ボランティア向け宿泊施設等の確保)

第13条 甲は、災害時のボランティア活動者等が使用する宿泊施設や駐車場等について、乙とその必要性を協議の上、施設や場所の確保に努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成22年1月15日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙どちらかより異議の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとする。以後の期間満了の時の取り扱いも同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、被災者本位、地域主体、協働運営といった「災害時におけるボランティア活動支援要綱」の理念を尊重の上、甲乙協議し、これを定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年1月15日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山修身

乙 堺市堺区南瓦町2番1号
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
会 長 榎 峯 正 一

堺市医師会における災害時の医療体制（抜粋）

第1部 災害時の救急医療体制のあり方

はじめに

災害発生直後の被災地域では医療資源および情報が著しく不足する中で、医療の継続と新たに生じる傷病者の救急診療の展開をいかに図るかが究極の課題となる。この難題を遂行するために、以下の8項目を順守することが推奨される。

- 1 指揮命令系統の確立 (Command & Control)
 - 2 安全の確保 (Safety)
 - 3 通信手段の確保と情報の収集 (Communication)
 - 4 状況、情報の分析と決断 (Assessment)
 - 5 トリアージ (Triage)
 - 6 応急救護や治療 (Treatment)
 - 7 搬送 (Transport)
 - 8 災害に対する備え
- 〈1～4は CSCA と呼ばれ、行動を起こす前の心構えと行動規範である。〉
〈5～7は 3T ‘s と呼ばれ、具体的な行動をさす。〉

(行動を起こす前の心構えと行動規範；C S C A)

- 1 指揮命令系統の確立 (Command & Control)
診療所、病院および応急救護所などいずれであっても統括責任者の決定と指揮命令の仕組みが重要であり早急に確立する。
- 2 安全の確保 (Safety)
医療救護者のみならず、患者および傷病者の安全確保を優先する。
- 3 通信手段の確保と情報の収集 (Communication)
公衆電話、有線回線電話、携帯電話などの通信機能が不能となることを想定し、携帯ラジオやテレビの活用、専用回線、防災無線、衛星電話、インターネットなど複数の通信手段の確保に努める。
- 4 被災状況、被災者情報の分析と決断 (Assessment)
災害による被災状況、診療機能継続の可否、傷病者数等を分析し、災害時対応の可否を決定する。

(災害時医療救護活動の原則；3T ‘s)

- 5 トリアージ (Triage)
多数の傷病者に対して、著しく医療資源が不足する場合に行う。すなわち、複数傷病者の緊

急度・重症度を評価し、救護・搬送および治療の優先順位をトリアージタグによる区分で決定する手法をいう。

トリアージの実施基準

| 優先度 | 識別色 | 分類 | 傷病等の状態 |
|------|-----|----------------------------|--|
| 第一順位 | 赤色 | 救護処置、 搬送最優先順位群 (重症群) | 体幹に重大な危険が迫っていて、速やかに(5～60分以内)に救急医療機関で治療を開始すれば救命可能な人 |
| 第二順位 | 黄色 | 優先順位2番目群 (中等症群) | 今すぐに治療しなくても生命に影響はないが、放置しておくとも生命の危険がある人 |
| 第三順位 | 緑色 | 軽処置群 (軽症群) | トリアージタグは未使用(手に取り付けるだけ)、救護所または近所の医院での救護処置で間に合う人 |
| 第四順位 | 黒色 | 不搬送、不処置群 (死亡群) | 体幹や頭部に重大な損傷があり、既に生命反応がなくなりかかっている人、または既に死亡している人 |

6 応急救護や治療 (Treatment)

応急救護所や継続診療が可能な施設では、軽症群(緑)、中等症群(黄)の治療を行い、重症群(赤)は災害拠点病院に集結させる。

7 搬送 (Transport)

道路の破壊、渋滞に加え、救急車の著しい不足が生じる。このような場合を予測し、空路搬送(ヘリコプター等)や海路搬送を計画する。搬送拠点には重症者の病態安定を図る広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)を設置する。

なお、大阪府では、大阪八尾空港に隣接する大阪府中部広域防災拠点内に常設型の広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)が平成24年6月に設置された。

8 災害に対する備え

1) 備蓄

① 医薬品・医療資器材

各医療機関は常備する医薬品・医療資器材で2～3日間治療を行うことができれば、その後は医療応援チームに補給を要請することも可能である。そのためにも、医療品を含む医療資器材の備蓄が重要である。

② ライフライン

水の備蓄をタンクで行う場合は、2ヵ所以上設置することが重要であり、ひとつは建物外に設置することが望ましい。電気については自家発電装置が望ましい。トイレに関しては、

ポータブルトイレや簡易トイレの準備も必要である。

2) 医療救護マニュアルの準備

- ① 医療施設としての行動は、大阪府災害時医療救護活動マニュアル(2006年6月)および大阪府医師会「災害時における医療施設の行動基準」(第2版2007年7月)に準拠した医療機関個々の医療救護マニュアルを作成するのが望ましい。
- ② 医療従事者の行動は、大阪府救急医療機関災害対応マニュアル(2011年3月)を参考にして診療所、病院の医療従事者対応医療救護マニュアルを作成するのが望ましい。

3) 訓練

災害時における医療救護活動の各事項を円滑に実行するためには訓練が必須であり、定期的に研修会及び訓練に参加することが重要となる。

第2部 堺市医師会会員および堺市医師会の行動

災害発生直後(約24時間以内)に堺市医師会が果たすべき役割を定める。

1から3省略

4 堺市医師会の行動

※ 行動を起こす前の心構えと行動規範『CSCA』に基づき作成。

1) 堺市医師会災害対策本部の設置

堺市医師会会長を中心として、直ちに災害対策本部を立ち上げる。医師会館使用不能の場合は、仮事務所を確保し災害対策本部を設置する。

医師会役員は、最大限の努力をして医師会館(医師会館が使用不能の場合は仮事務所)に駆けつけ、災害対策本部長(医師会会長)の指示のもとに行動する。役員の被災も想定して災害時の役割分担を定め、情報・業務分担の共有を図っておく。

(Command & Control)

医師会館の被災状況を確認し、医師会職員の安否と出務の可否を確認する。(Safety)

2) 堺市医師会での情報の一元化(情報の収集と共有)

携帯電話のメール通信を利用した安否確認システムを用いて、会員の安否、医療機関の被害状況、診療の可否等、被害状況を把握する。また、各地区の運営委員から届く地区会員の安否と医療機関被災状況の確認、そして行政等からの情報を収集し、その情報を集約・一元化する。(Communication)

3) 各医療機関への指示

収集した情報を分析し、行動計画を立てる。(Assessment)

診療可能ならば直ちに診療救護活動、特に応急処置を開始する。診療困難な場合は、応急救護所または診療可能な病院での医療救護活動に参加することを会員に発信、指示する。

4) 堺市医師会災害対策本部は下記の事項を実施する。

- a. 災害本部長（医師会会長）は、傷病者への医療活動を行うよう指示する。
- b. 日本医師会や他都市医師会からの救護等の援助の必要性の有無を判断し、大阪府医師会と協議を行う。
- c. 「十四大都市医師会災害時における相互支援に関する協定書」に基づき、救護等の援助の必要性を判断し、支援本部都市医師会と協議・救護要請を行う。
- d. 行政機関（市役所・保健所・各区役所・保健センター・消防局・警察署など）と情報交換を行う。
- e. 医師会副会長は堺市災害対策本部へ出向し、医療提供体制の確保のためコーディネーターとなる。
- f. 避難所や応急救護所、災害医療協力病院の状況を収集し、問題点を整理統合する。
- g. 収集した情報を堺市医師会会員へ発信、また、診療救護活動など緊急の対応策を立てる。
- h. 災害弱者の情報を収集し、診療可能な医療機関等の情報を提供する。

なお、下記内容は災害時の基本的対策として取り組むものとする。

- ① ライフライン、特に水と食料の確保
- ② 学校を中心とした救護所との連絡、医療スタッフの確保
- ③ 医療資器材の確保、医薬品や器材の分配
- ④ 患者の搬送（搬送方法、搬送先）→トリアージ
- ⑤ ボランティア団体とコーディネーターとの連携
- ⑥ 他都市医師会への援助要請と受け入れの準備
- ⑦ 各地区運営委員からの情報を集約・分析の上、堺市医師会災害対策本部は被災者に医療機関情報を提供する。

以下省略

災害時救急医薬品等の供給に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と社団法人堺市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害発生時に必要とされる救急医薬品等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲の要請）

第1条 甲は、災害発生時に必要とされる医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ一定の医薬品等の備蓄を行うものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（医薬品等の範囲）

第3条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）その他甲が指定するもの

（供給要請の方法）

第4条 第1条第1項の規定による要請は、文書によらなければならない。ただし緊急の場合は、電話等によりすることができるものとする。

（緊急措置）

第5条 甲は、やむを得ない事情のため、前条の規定による手続がとれないときは、乙の加入会員に対し直接、供給を要請することができるものとする。この場合において、甲は、それに伴う措置事項を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

2 前項の乙の加入会員とは、社団法人堺市薬剤師会会員たる薬局及び卸売一般販売業者をいう。

3 乙は加入会員の連絡先等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（医薬品等の引き取り）

第6条 医薬品等の引取場所及び供給の方法については、甲が指定するものとし、当該引取場所において甲又は甲が指定する者が、品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（供給の緊急措置）

第7条 一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、供給を要請した医薬品等の代価については、災害等発生直前の適正な価格で、供給業

者の請求に基づき支払うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前に甲又は乙のいずれかから別段の意思表示がない場合は、更に1年間、同一条件において当然に更新されるものとし、以後もこの例による。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年4月1日

甲 堺市南瓦町3番1号
堺市
代表者 堺市長 木原 敬介

乙 堺市浜寺石津町東4-2-14
社団法人堺市薬剤師会
会長 中島 秀和

災害時における医療救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人堺市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは医師及び看護師等により編成される医療救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 乙が派遣する医療救護班は、甲が指定する救護所及び避難所において、医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急医療処置
- (2) 傷病者のトリアージ
- (3) 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (4) 助産
- (5) 被災住民等の健康管理
- (6) 死亡の確認
- (7) その他状況に応じた処置

（医薬品等の供給）

第7条 医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

(報告)

第8条 医療救護班の責任者は、第6条第2項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、医療救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(医事紛争の措置)

第9条 この協定により実施した医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
- (2) 医療救護班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

(扶助金の支給)

第11条 医療救護班員が第6条第2項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年11月30日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山 修身

乙 堺市堺区甲斐町東3丁2番26号
一般社団法人 堺市医師会
会長 岡原 猛

災害時における歯科医療救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人堺市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療班の要請及び派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは歯科医師等により編成される歯科医療班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の輸送）

第4条 歯科医療班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（歯科医療班に対する指揮命令等）

第5条 歯科医療班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の業務）

第6条 乙が派遣する歯科医療班は、甲が指定する救護所及び避難所において、歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急歯科医療処置
- (2) 歯科口腔保健衛生活動による被災住民等の健康管理
- (3) 遺体の身元確認作業に関する協力
- (4) その他状況に応じた処置

（医薬品等の供給）

第7条 歯科医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、歯科医療班が携行したものを使用するものとする。

（報告）

第8条 歯科医療班の責任者は、第6条第2項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、歯科医療救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(医事紛争の措置)

第9条 この協定により実施した歯科医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
- (2) 歯科医療班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

(扶助金の支給)

第11条 歯科医療班員が第6条第2項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年11月30日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山 修身

乙 堺市堺区大仙中町18番3号
一般社団法人 堺市歯科医師会
会長 中西 時彦

災害時における歯科医療救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人狭山美原歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療班の要請及び派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは歯科医師等により編成される歯科医療班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の輸送）

第4条 歯科医療班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（歯科医療班に対する指揮命令等）

第5条 歯科医療班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の業務）

第6条 乙が派遣する歯科医療班は、甲が指定する救護所及び避難所において、歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急歯科医療処置
- (2) 歯科口腔保健衛生活動による被災住民等の健康管理
- (3) 遺体の身元確認作業に関する協力
- (4) その他状況に応じた処置

（医薬品等の供給）

第7条 歯科医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、歯科医療班が携行したものを使用するものとする。

（報告）

第8条 歯科医療班の責任者は、第6条第2項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、歯科医療救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(医事紛争の措置)

第9条 この協定により実施した歯科医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
- (2) 歯科医療班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

(扶助金の支給)

第11条 歯科医療班員が第6条第2項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年11月30日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山 修身

乙 大阪狭山市東野東1-500-1
一般社団法人 狭山美原歯科医師会
会長 豆野 陽一

災害時における救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人堺市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の要請及び派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは薬剤師等により編成される薬剤師班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第4条 薬剤師班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第5条 薬剤師班に対する指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第6条 乙が派遣する薬剤師班は、甲が指定する救護所及び避難所において、救護活動を行うことを原則とする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品の仕分け及び管理
- (3) その他状況に応じた事項

（医薬品等の供給）

第7条 救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、薬剤師班が携行したものを使用するものとする。

（報告）

第8条 薬剤師班の責任者は、第6条第2項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(医事紛争の措置)

第9条 この協定により実施した救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣した薬剤師班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
- (2) 薬剤師班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

(扶助金の支給)

第11条 薬剤師班員が第6条第2項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年11月30日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山 修身

乙 堺市西区浜寺石津町東4丁2番14号
一般社団法人 堺市薬剤師会
会長 尾島 博司